# 令和4年度DX「やる気」の県内企業育成業務委託仕様書

#### 1 委託業務の名称

令和4年度DX「やる気」の県内企業育成業務

### 2 目的

ビジネス環境の急速な変化により、企業の存続、競争力向上、事業の発展のためにデジタルトランスフォーメーション (DX) の重要性が増しており、県内企業においても、DX推進に向けた意識改革や取組の必要性を感じている経営者も多い。

新潟県では、令和3年度に企業内部管理DX実証事業において、バックオフィス部門での業務効率化を促進するためのモデル事業を実施するなど、DX促進に向けた取組を行っているところであるが、令和3年3月に策定した「県内産業デジタル化構想」において、本県の総生産額は全国に比べて低い成長率にあることが指摘されている。

そのため、業務効率化に留まることなく、意思決定や組織運営の方法等、企業文化・組織マインドの変革をはじめ、取引先・顧客との接点変更、新製品・サービスの開発等、既存のビジネスモデルの変革(以下、「ビジネスモデルの変革等」という。)を目指す経営者等を対象とした研修プログラムを実施し、高成長が期待できる県内企業の育成につなげる。

## 3 研修プログラム参加対象者等

本業務で実施する研修プログラムへの参加条件は以下のとおりとする。

(1) 対象業種(対象企業数)

宿泊業(10 社程度)、建設業(10 社程度)、金属加工業(10 社程度) ただし、県内に事業所を有する法人に限る。

(2) 参加者

次に掲げる2名以上の参加を条件とする。

ア 経営者等:経営に対する意思決定権を有する者(社長、取締役等) イ I T責任者等:アに掲げる者を補佐し、事業遂行の中核となる者

(3) 参加費

1社5万円

なお、参加費は受託者が徴収し、事業の運営経費に充てることができる。

#### 4 委託内容

#### (1) 研修プログラムの企画・運営

研修プログラムは主に以下の内容で構成する。全体講座・ワークショップ・伴走支援の内容について、効果的な企画を提案すること。

# ア 全体講座

事業目的、研修プログラム参加の心構え、デジタル技術の動向、ビジネスモデルの変革等に向けた基礎知識等を共有するための講座を開催する。

### イ ワークショップ

県内中小企業が抱える課題や取り巻く環境等を踏まえて、ロールモデルの研究やディスカッション等を通じて業種・地域・自社の課題抽出を行い、変革に向けた基盤を形成する。

# ウ 伴走支援(参加企業別)

- ・ イを踏まえたアイデアの具体化、変革プラン策定、実践に向けた個別支援(メンタリング)を行う。
- ・ 参加企業の取組状況に応じて具体的なソリューションや運用方法等を提案し、 実践につながる支援を行うこと。
- 参加者からの相談対応だけでなく、活動が停滞することのないよう、きめ細やかなサポートが必要となるため、メンタリングの回数や実施体制について効果的な内容を提案すること。

## 工 成果報告会

- ・ 他社や他業種のアイデアを共有するほか、変革に向けた実行をコミットするため、参加企業の取組概要を公表する報告会を開催する。
- ・ ただし、知的財産権取得の可能性等があり、公表について考慮すべき内容は機 構及び参加企業と協議の上、対応を決定すること。

#### オ その他

- ・ 研修プログラムの実施に当たっては、外部機関と連携するなどし、効果的な内容を提案すること。
- ・ 実施方法は対面、オンラインを問わない。研修プログラムごとに効果的な実施 方法を提案すること。

## (2) 参加企業の募集

変革に向けた取組の実現性を高めるため、外部機関と連携した募集活動を行うこと。

### (3) 運営事務局の設置

受託者は円滑に本業務を実施するため、機構と定期的な連絡調整を行うことができる運営事務局を設置する。運営事務局の整備に当たっては、支援実績が豊富な業務責任者及び担当者を配置する。

### (4) 実績報告書の作成

上記(1)の内容を踏まえた実績報告書を作成する。併せて、県内企業への横展開が可能となるよう、参加企業の取組概要をまとめた概要版を作成する。

### 5 その他

#### (1) 秘密の保持

- ア 本業務に関し、機構に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定 以外の目的で使用しない。
- イ 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公 表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関

する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び新潟県個人情報保護条例(平成 17 年新潟県条例第 2 号)等の関係法令を遵守しなければならない。

### (3) 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託業務の内容、再委託先の概要について事前に機構と協議し、了解を得なければならない。

# (4) その他

- ア 本業務の詳細は、受託者の提案を踏まえ、機構と協議の上、決定すること。 また、対象業種の団体等へのヒアリングを踏まえ、企業のニーズに応じて柔軟に 対応すること。
- イ 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、機構と調整を図ること。
- ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、機構と協議すること。
- エ 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに機構担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。